

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第47期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社はるやまホールディングス
【英訳名】	Haruyama Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 宏明
【本店の所在の場所】	岡山市北区表町1丁目2番3号
【電話番号】	086(226)7101（代表）
【事務連絡者氏名】	総合管理グループ長CFO 西山 剛生
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区表町1丁目2番3号
【電話番号】	086(226)7101（代表）
【事務連絡者氏名】	総合管理グループ長CFO 西山 剛生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	55,942,946	57,071,749	55,554,647	50,582,573	38,220,683
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	3,028,276	2,738,852	2,151,251	639,041	3,017,446
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	1,273,931	1,343,529	248,200	402,858	4,880,009
包括利益 (千円)	1,325,296	1,341,113	277,281	310,174	4,925,026
純資産額 (千円)	36,237,590	37,261,092	36,733,643	36,797,432	31,626,852
総資産額 (千円)	60,105,972	61,892,025	61,051,053	60,275,229	57,934,485
1株当たり純資産額 (円)	2,225.29	2,285.58	2,252.44	2,254.37	1,935.61
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	78.29	82.48	15.22	24.70	298.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	77.92	82.08	-	24.62	-
自己資本比率 (%)	60.3	60.2	60.2	61.0	54.6
自己資本利益率 (%)	3.6	3.7	0.7	1.1	14.3
株価収益率 (倍)	12.5	12.9	56.6	30.0	2.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,362,012	1,715,007	4,750,949	1,587,424	4,196,758
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,306,616	2,223,380	713,928	1,001,056	674,731
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,255,558	1,156,209	52,463	21,506	4,577,812
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	6,909,691	7,557,527	11,542,084	12,106,946	11,813,268
従業員数 (人)	1,438	1,495	1,444	1,393	1,360
[ 外、平均臨時雇用者数 ]	[895]	[921]	[881]	[898]	[780]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第45期及び第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第45期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第44期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高及び営業収益 (千円)	37,719,057	4,340,548	4,141,799	3,627,400	2,542,930
経常利益 (千円)	2,027,918	2,637,034	2,268,744	1,525,547	54,315
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	501,099	1,270,628	173,880	1,070,327	1,396,702
資本金 (千円)	3,991,368	3,991,368	3,991,368	3,991,368	3,991,368
発行済株式総数 (千株)	16,485	16,485	16,485	16,485	16,485
純資産額 (千円)	35,429,490	36,381,087	36,274,344	37,005,929	35,318,657
総資産額 (千円)	41,615,319	43,478,840	44,917,557	45,827,124	49,264,871
1株当たり純資産額 (円)	2,175.65	2,231.59	2,224.27	2,267.15	2,161.60
1株当たり配当額 (円)	20.0	15.5	15.5	15.5	15.5
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	30.80	78.01	10.67	65.63	85.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	30.65	77.62	10.62	65.42	-
自己資本比率 (%)	85.1	83.7	80.7	80.7	71.7
自己資本利益率 (%)	1.4	3.5	0.5	2.9	3.9
株価収益率 (倍)	31.7	13.4	80.8	11.3	8.0
配当性向 (%)	64.9	19.9	145.3	23.6	18.1
従業員数 (人)	57	42	38	53	50
[外、平均臨時雇用者数]	[630]	[2]	[2]	[2]	[1]
株主総利回り (%)	135.3	146.8	124.0	109.7	103.8
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	1,069	1,141	1,098	890	785
最低株価 (円)	699	927	711	591	621

(注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第43期の1株当たり配当額には、持株会社体制への移行記念配当4円50銭を含んでおります。

3. 第43期及び第44期の経営指標等の大幅な変動は、2017年1月4日付で持株会社体制へ移行したことによるものであります。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5. 第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

1974年11月	岡山県岡山市中山下1丁目10番10号において「株式会社関西地区はるやまチェーン」（現 株式会社はるやまホールディングス）を設立（資本金15,000千円）。
1977年12月	岡山県玉野市玉4丁目5番1号において「東京紳士服株式会社」を販売会社として設立（資本金10,000千円）。
1978年10月	岡山県倉敷市白楽町に郊外立地の紳士服専門店の1号店として、「倉敷店」を開設。
1986年2月	本社を岡山県岡山市中山下1丁目10番10号より、岡山県岡山市表町1丁目2番3号に移転。
1988年10月	岡山県岡山市青江に当社のシンボル店舗として、「岡山青江本店」を開設。
1991年4月	「東京紳士服株式会社」及び(旧)「はるやま商事株式会社」（1973年7月仕入専門会社として設立）を吸収合併し、総店舗数138店舗となり、商号を「はるやま商事株式会社」に変更。
1993年5月	大阪市北区梅田に大都市都心型店舗として、「大阪梅田店」を開設。
1994年11月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
1998年4月	秋田県秋田市に紳士服専門店として、「紳士服マスカット 秋田土崎店」を開設。
1998年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2000年11月	東京都港区に首都圏を中心とした都市型店舗として、「Perfect Suit FAcTory 赤坂店」を開設。
2002年9月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定。
2003年12月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止。
2006年7月	株式会社H・M（連結子会社）を設立。
2006年10月	株式会社H・Mが紳士服販売事業を株式会社マツヤより譲受ける。
2008年4月	株式会社H・M（連結子会社）を吸収合併。
2008年8月	株式会社モリワン（現・連結子会社）を買収し、子会社化。
2008年8月	北京オリンピックにおいて、北京オリンピック日本代表選手団の公式服装を財団法人日本オリンピック委員会（呼称：JOC）へ提供。
2014年9月	株式会社テット・オムを設立。
2016年7月	株式会社B A S Eを設立。
2017年1月	持株会社体制へ移行し、商号を「株式会社はるやまホールディングス」に変更。 新たに設立した「はるやま商事株式会社」に衣料品販売事業を承継。
2017年11月	株式会社マンチェス（現・連結子会社）及び株式会社ミッド・インターナショナル（現・連結子会社）を買収し、子会社化。
2018年6月	田原コンサート株式会社（現・非連結子会社）の株式を取得し子会社化。
2019年3月	株式会社テット・オムの株式譲渡により、同社を連結子会社から除外。
2019年4月	株式会社B A S Eのレディスカジュアル販売事業を譲渡。
2021年3月	2021年3月31日現在店舗数445店舗。

## 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社7社で構成されており、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

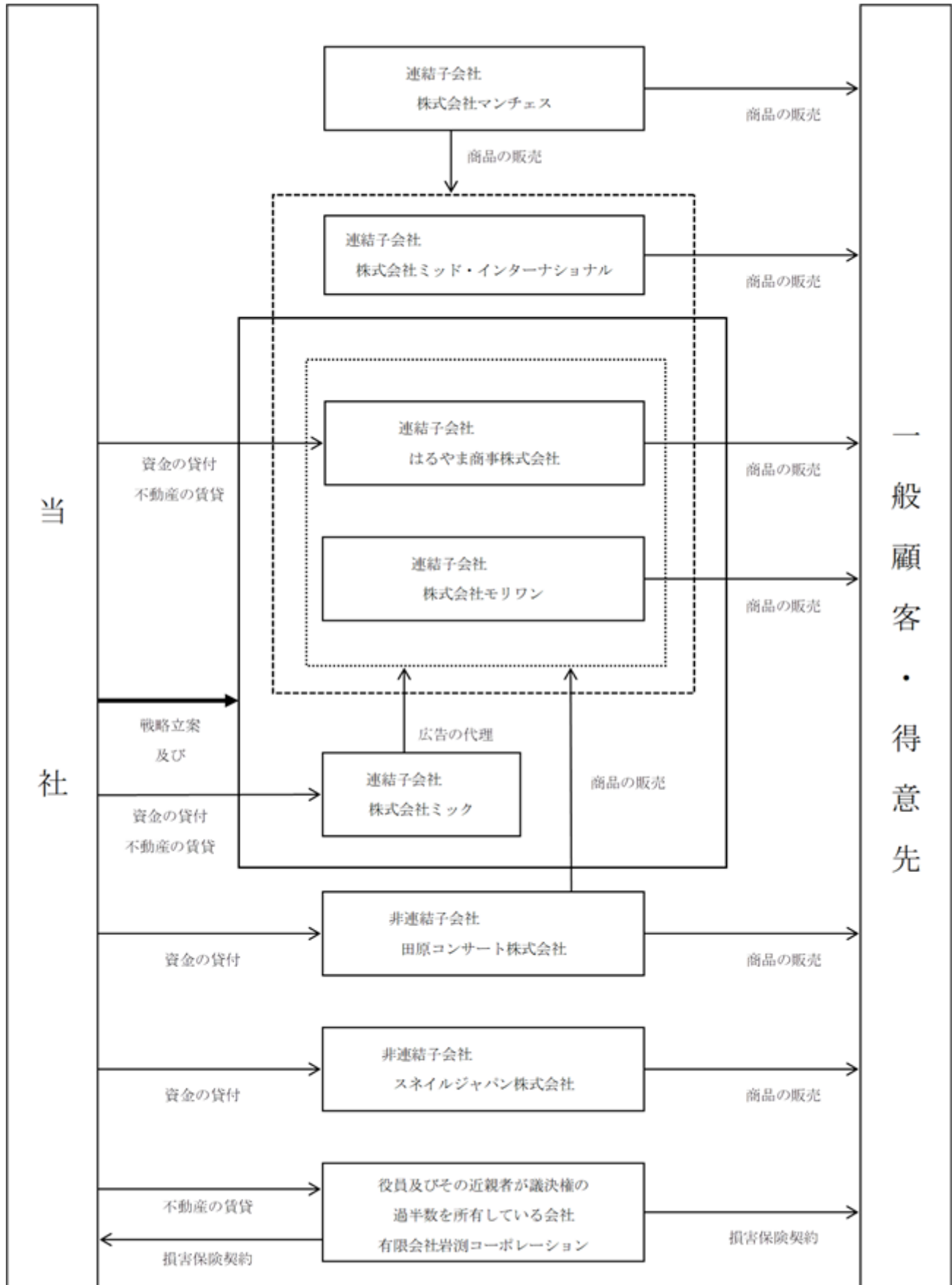
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

関連当事者である有限会社岩渕コーポレーションは損害保険の代理店を営んでおります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

- (1)衣料品販売事業.....衣料品及びその関連洋品の販売を、はるやま商事株式会社（連結子会社）、株式会社モリワン（連結子会社）、他4社が行っております。
- (2)その他.....株式会社ミック（連結子会社）は広告の代理店を営んでおります。

位置付け及び事業系統図は次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) はるやま商事株式会社 (注)2	岡山市北区	100,000	衣料品販売事業	100	当社から土地・建物を賃借。 役員の兼任あり。 当社からの借入金あり。 経営管理及び管理業務等の役 務提供を受けております。
株式会社モリワン	石川県野々市市	50,000	衣料品販売事業	100	役員の兼任あり。 経営管理及び管理業務等の役 務提供を受けております。
株式会社ミック	岡山市北区	30,000	その他	100	役員の兼任あり。 当社からの借入金あり。 グループ会社の広告代理業を 営んでおります。
株式会社マンチェス	岐阜県岐阜市	10,000	衣料品販売事業	100	役員の兼任あり。
株式会社ミッド・イン ターナショナル	岐阜県岐阜市	10,000	衣料品販売事業	100	役員の兼任あり。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. はるやま商事株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	36,484,239千円
	(2) 経常損失( )	3,075,124千円
	(3) 当期純損失( )	3,363,112千円
	(4) 純資産額	3,593,590千円
	(5) 総資産額	30,375,613千円

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
衣料品販売事業	1,296 (778)
その他	1 (-)
全社(共通)	63 (2)
合計	1,360 (780)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員82名を雇用しております。

## (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50 (1)	40.6	8.3	5,003

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	50 (1)
合計	50 (1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員6名を雇用しております。
4. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「お客様第一主義」を経営の基本方針とし、「顧客満足」を発想の原点におき、創業理念であります「より良いものをより安く」を実現するために、日々高機能・高品質の商品の企画、研究開発に努めてまいります。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、商品力の強化、集客力の強化、生産性の向上を基本戦略としつつ、競合他社との差別化を図り、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

商品力の強化に関しましては、「健康」をテーマにした新しい機能性商品の開発や、お客様の需要にお応えできる付加価値商品の開発を行い、「より良いものをより安く」の創業理念を実践してまいります。近年は紳士服だけでなくレディス商品の展開にも積極的に取り組んでおり、レディス売上比率が着実に伸びつつあることを追い風に、男性顧客に加え、女性顧客の満足度も高めていく計画です。

加えて、ビッグサイズのお客様をターゲットにしたカジュアルからスーツまで取りそろえたショッピングブランド「フォーエル」の展開も強化してまいります。

また、「物流・MD (Merchandising)」システムの精度を向上し、適正在庫を維持し、機会ロスを低減し物流コストの無駄を省いてまいります。

集客力の強化に関しましては、SNS等の新しい媒体を積極的に利用することで、より効率的に店舗及びネットショップへの集客を図り、従来の客層とは違う新しい客層開拓を推進してまいります。また、店舗のあり方を「体験型」店舗へ刷新することで競合他社との同質化競争から脱却し、ブランドイメージの更なる向上を目指してまいります。

生産性の向上に関しましては、本社機能のIT化と、社内マニュアルの整備と利用を推進することにより、作業の無駄を見直して改善するとともに作業効率の向上を目指してまいります。さらに、店舗別人員の配置の見直しや構築された教育制度の活用による人的資源の強化により店舗採算性の向上を目指してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を確保することを重視しており、企業を安定的に継続させることが経営責任であると考えております。将来的には売上高経常利益率10%を目標としており、販売費及び一般管理費の節減など更なる効率的な経営を目指し、企業価値を向上してまいります。

#### (4) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

次期の見通しといたしましては、海外経済の不確実性に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費は先行き不透明のまま推移するものと予想され、衣料品小売業界においても同様であると予想されます。

こうした中、当社グループにおきましては、継続して、主力事業へ経営資源を集中し、店舗の効率的な出店と生産性の向上を図りつつ、「健康」をテーマとした新しい機能性商品の開発、ビジネスカジュアル商品の充実、EC事業の強化、及びビッグサイズ市場のシェア拡大などを通じて既存事業の競争力を強化し、売上拡大を図ってまいります。

また、引き続きグループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。



## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の上期・下期変動について

当社グループの主たる事業であります衣料品の販売は、個人消費の動向にある程度の影響を受けますが、それにかかわらずボーナス時期であり重衣料（スーツ・礼服・コート）が増加する冬季、新入社員向けスーツが増加する3月を含む下期は、売上高の年度構成比が高まる傾向にあります。したがって、経常利益も上期に比較して下期に偏る傾向にあります。

なお、最近3年間の売上高及び経常利益の半期毎の実績は次のとおりであります。

	売上高（千円）			経常利益（千円）		
	上期 4月～9月	下期 10月～3月	通期 合計	上期 4月～9月	下期 10月～3月	通期 合計
2019年3月期	22,130,487 (39.8)	33,424,160 (60.2)	55,554,647 (100.0)	841,199 ( 39.1)	2,992,451 (139.1)	2,151,251 (100.0)
2020年3月期	21,160,094 (41.8)	29,422,479 (58.2)	50,582,573 (100.0)	849,415 ( 132.9)	1,488,456 (232.9)	639,041 (100.0)
2021年3月期	14,033,486 (36.7)	24,187,196 (63.3)	38,220,683 (100.0)	2,917,431 ( - )	100,015 ( - )	3,017,446 (100.0)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. ( )内の数字は、通期に占める割合(%)であります。

### (2) 店舗展開等について

#### 出店に対する法的規制について

当社グループの主たる事業であります衣料品の販売において、大型駐車場付ロードサイド店舗と都市型店舗の両形態により、チェーン展開を行っております。

当社グループは、2021年3月31日現在、北海道・東北地区30店舗、関東地区77店舗、中部・北陸地区58店舗、近畿地区124店舗、中国地区64店舗、四国地区30店舗、九州地区62店舗の合計445店舗を展開しております。

店舗の出店・増床等については、「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という。2000年6月1日施行。）の規制の対象となっております。すなわち、売場面積が1,000㎡超の新規出店、既存店舗の増床及び「大店立地法」の届出事項と定められた事項について変更の届出をするときは、都道府県または政令指定都市に届出が義務付けられており、交通渋滞、駐車、駐輪、交通安全、騒音等の環境への影響に対する調整が必要になっております。今後、地域住民や自治体との調整により、出店にかかる時間の長期化や出店コストの増加等の影響を受ける可能性があります。2021年3月31日現在、売場面積が1,000㎡超の店舗は445店舗のうち11店舗であります。

#### 出店についてのリスク

当社グループは、お客様第一主義の経営理念に基づき、「ストレス対策スーツ」に代表されるような機能性商品企画、CS運動（顧客満足運動）の推進、店舗改装等を行い、店舗の業績向上に努めておりますが、このような施策にも関わらず業績改善が見込めない店舗は、不採算店舗として退店することにしております。当連結会計年度においては、22店舗の退店を行い既存店の採算性向上に努めました。今後も、店舗展開においては改装、退店、移転といったスクラップアンドビルドを積極的に行ってまいります。それに係る費用により、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。また、賃借店舗については、定期建物賃貸借契約を締結している場合がありますが、借地借家法第38条により契約期間満了後、当社に再契約の意思があったとしても、相手方の意思により再契約ができない可能性があります。この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 差入保証金についてのリスク

当社グループの出店については、その多くはデベロッパーまたは出店土地所有者に対し、敷金、保証金、建設協力金として資金を差し入れております。そのため、資金差入先の倒産等により、差し入れた資金の一部又は全額が回収できなくなる可能性があります。

#### (3) 業界の状況及び他社との競争について

当社の属する紳士服業界においては、少子高齢化により、中長期的にスーツ需要の減少が見込まれるなか業界各社の多店舗展開によって、価格競争や新機能を提案する商品開発競争が激しくなっております。

当社グループでは、お客様のニーズに適応した高品質、高機能商品を価値ある価格にて提供してまいりますが、お客様のニーズに十分に答えられない場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

さらに、国内での事業活動において、予期しえない景気変動や金融・為替情勢の変化、競合他社の活動、法規制の変更、固定資産の価値下落、災害・事故の発生、新型コロナウイルス感染症を含む大規模な感染症の発生による影響等が、当社の属する紳士服業界にも影響を及ぼすと考えられ、当社グループの経営成績及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、オフィスでの勤務を主としている社員については在宅勤務やテレワーク、WEB会議の活用を推進する等の対応をしています。また、本社・店舗においては、アルコール消毒液の設置やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等、お客様・社員の感染予防対策を行っております。

#### (4) 固定資産の減損会計の適用について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 2002年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 2009年3月27日）を適用しており、当連結会計年度において、固定資産の減損損失を特別損失として19億2千9百万円計上しております。当社グループは、営業店舗の個別物件単位で資産のグルーピングを行っており、今後の各営業店舗の業績の推移によっては当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

#### (5) 個人情報保護法について

当社グループは、衣料品販売事業を営む上で個人情報及び機密情報を保有しており、その扱いには細心の注意を払っております。個人情報保護委員会が定めるガイドライン「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき、社内に情報セキュリティ委員会を中心とする各種委員会を設置し、情報漏洩を防止する施策を講じておりますが、万一、情報漏洩事故が発生した場合は、社会的責任が問われ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 経営成績等の状況の概要

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって2020年4月に1度目の緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止のための休業要請やテレワークの促進等、経済活動が著しく制限された時期がありました。その後は収束の傾向にありましたが、年末年始にかけて感染第3波が広がり、再度緊急事態宣言が発出されるなど、先行き不透明な状態が続いております。

このような環境の下で、当社グループにおきましては、『健康』をキーワードとした事業展開を中心として差別化戦略を展開してまいりました。具体的には、ビジネスパーソンが健康・快適に働けるよう、『洗えるスーツ』やストレッチ性の高いセットアップスーツ等の機能性の高い商品を拡充してまいりました。また、当社グループのワイシャツ部門におけるヒット商品である完全ノーアイロンの『i-Shirt(アイシャツ)』が、テレワークにおいてもきちんと見えて、着心地も楽とご好評いただき、累計販売枚数600万枚を突破いたしました。

一方で、外出自粛が求められるなか、ご自宅からお買い物ができるオンラインショップの機能拡充に取り組み、物流体制の見直しにより納期を短縮し、さらに、店舗で商品を受け取りができるようにするなど、お客さま満足度と利便性を高めることにも努めてまいりました。さらに、オンラインショップサイトに、当社従業員のスタッフコーディネート写真を掲載し、お客さまにコーディネートのイメージを実感いただくことで、より安心してお買い物が出来るように注力してまいりました。

当社グループでは今後も、お客さまのニーズに対応した商品開発や、便利にお買い物が出来る仕組みづくりなどを通して、顧客満足度の向上を目指してまいります。

店舗数に関しましては、グループ全体で3店舗新規出店した一方で、22店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の総店舗数は445店舗となりました。

なお、当社グループは衣料品販売事業以外に広告代理業等を営んでおりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度末の資産につきましては、主に未収入金が1億6千1百万円増加した一方で、商品が4億3千9百万円減少したことや現金及び預金が2億9千9百万円減少したこと等の理由により、流動資産が5億9千1百万円減少いたしました。効率的な設備投資や減価償却費により有形固定資産が21億4千5百万円減少した一方で、繰延税金資産が7億3千4百万円増加したことなどで固定資産は17億4千9百万円減少しました。その結果、総資産は前連結会計年度末に比べて23億4千万円減少し、579億3千4百万円となりました。

負債につきましては、借入金が48億2千3百万円増加した一方で、支払手形及び買掛金が20億6千6百万円減少したことや、未払金が5億1千2百万円減少したこと等の理由により、前連結会計年度末に比べて28億2千9百万円増加し、263億7百万円となりました。純資産につきましては、2億5千2百万円の期末配当に加え、親会社株主に帰属する当期純損失が48億8千万円あったことなどから、前連結会計年度末に比べ51億7千万円減少し、316億2千6百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高382億2千万円（前年同期比24.4%減）となりました。利益面は、営業損失36億8千7百万円（前年同連結会計年度は営業利益3億7千6百万円）、経常損失30億1千7百万円（前年同連結会計年度は経常利益6億3千9百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失48億8千万円（前年同連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益4億2百万円）の結果となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ2億9千3百万円減少し、118億1千3百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は41億9千6百万円（前年同期は15億8千7百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失を54億6千6百万円計上したこと、仕入債務の減少額が20億6千6百万円あったこと、売上債権の増加額が1億5千3百万円あった一方で、減価償却費の計上が12億1千7百万円あったこと、減損損失の計上が19億2千9百万円あったこと、たな卸資産の減少額が4億1千1百万円あったことなどによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は6億7千4百万円（前年同期比32.6%減）となりました。これは主に新規出店・既存店の改装等による有形固定資産の取得及び差入保証金の差入による支出が6億3千7百万円あったこと、投資有価証券の取得による支出が1億5百万円あった一方で、差入保証金の回収による収入が5億5千1百万円あったことなどによるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は45億7千7百万円(前年同期は2千1百万円の使用)となりました。これは主に長期借入れによる収入が64億6千万円あった一方で、長期借入金の返済による支出が17億2千6百万円あったことに加え、配当金の支払額が2億5千3百万円あったことなどによるものであります。

## 販売及び仕入の実績

## a. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
重衣料 [スーツ・礼服・コート]	16,645,014	71.7
中衣料 [ジャケット・スラックス]	3,405,814	75.4
軽衣料 [ワイシャツ・ネクタイ・カ ジュアル・小物・その他]	17,298,881	79.5
補修加工賃収入	870,972	80.8
衣料品販売事業(千円)	38,220,683	75.6
合計(千円)	38,220,683	75.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## b. 仕入実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
重衣料 [スーツ・礼服・コート]	6,310,408	75.6
中衣料 [ジャケット・スラックス]	1,699,395	80.0
軽衣料 [ワイシャツ・ネクタイ・カ ジュアル・小物・その他]	7,727,668	76.4
衣料品販売事業(千円)	15,737,472	76.4
合計(千円)	15,737,472	76.4

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

## 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、「健康」をキーワードに事業を展開するなど他社との差別化戦略を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大によって経済活動が著しく制限されたことなどで、売上高382億2千万円（前年同期比24.4%減）となりました。

営業利益・経常利益につきましては、人件費の効率化や広告宣伝費の見直しに加え、その他固定費等の経費削減に努めましたが、営業損失36億8千7百万円（前年同連結会計年度は営業利益3億7千6百万円）、経常損失30億1千7百万円（前年同連結会計年度は経常利益6億3千9百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失48億8千万円（前年同連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益4億2百万円）の結果となりました。上記の結果により売上高経常利益率は7.9%であり目標の10%に届いておりませんが、物流改善による売上総利益率の改善に加え、広告宣伝や出店の効率化をさらに推進することにより販売費および一般管理費を抑制し、売上高経常利益率の向上に努めてまいります。

当連結会計年度末の資産につきましては、主に未収入金が1億6千1百万円増加した一方で、商品が4億3千9百万円減少したことや現金及び預金が2億9千9百万円減少したこと等の理由により、流動資産が5億9千1百万円減少いたしました。効率的な設備投資や減価償却費により有形固定資産が21億4千5百万円減少した一方で、繰延税金資産が7億3千4百万円増加したことなどで固定資産は17億4千9百万円減少しました。その結果、総資産は前連結会計年度末に比べて23億4千万円減少し、579億3千4百万円となりました。

負債につきましては、借入金が48億2千3百万円増加した一方で、支払手形及び買掛金が20億6千6百万円減少したことや、未払金が5億1千2百万円減少したこと等の理由により、前連結会計年度末に比べて28億2千9百万円増加し、263億7百万円となりました。純資産につきましては、2億5千2百万円の期末配当に加え、親会社株主に帰属する当期純損失が48億8千万円あったことなどから、前連結会計年度末に比べ51億7千万円減少し、316億2千6百万円となりました。

## キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

## キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入れのほか販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金の残高は116億6百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は118億1千3百万円となっております。

## 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されており、採用する会計方針は、第5（経理の状況）の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、必要な見積りを行っており、それらは資産・負債及び収益・費用の計上金額に影響を与えております。これらの見積りについては、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

**4【経営上の重要な契約等】**

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

**5【研究開発活動】**

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは、新規出店及び改装に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額900百万円であります。

上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2021年3月31日現在における設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	車両運搬具及 び工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
本社 (岡山市北区)	全社	事務所	19,939	21,654	797,853 (1,833.0)	-	839,446	50 (1)
賃貸物件 (岡山県玉野市他)	全社	土地、店舗等	55,114	302	1,074,150 (84,298.1)	-	1,129,567	(-)
子会社への賃貸 (岡山市北区他)	衣料品 販売事業	土地、店舗等	2,916,332	356,014	7,687,991 (499,295.9)	4,713	10,965,051	(-)
	衣料品 販売事業	倉庫	61,756	103	990,662 (10,395.2)	-	1,052,523	(-)
	衣料品 販売事業	社宅	0	-	- (-)	-	0	(-)

(注) 1. 投下資本の合計は有形固定資産の帳簿価額で記載し、建設仮勘定は含まれておりません。

2. 上記の従業員数に嘱託社員6名は含まれておりません。また、臨時雇用者数は年間の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

3. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

## (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	車両運搬具及 び工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
はるやま商事 株式会社	紳士服はるやま 青江総本店 (岡山市北区) 他439店舗	衣料品 販売事業	店舗設備等	-	-	- (-)	14,224	14,224	1,246 (749)
株式会社 モリワン	モリワンワールド 本店 (石川県野々市市) 他4店舗	衣料品 販売事業	店舗設備等	82,233	17,389	528,000 (14,611.5)	-	627,622	34 (24)
株式会社 ミック	本社 (岡山市北区)	その他	撮影機材等	-	0	- (-)	-	0	1 (-)
株式会社 マンチェス	本社 (岐阜県岐阜市)	衣料品 販売事業	事務所	80,884	1,822	120,014 (1,894.4)	-	202,721	18 (1)
株式会社 ミッド・イン ターナショナル	本社 (岐阜県岐阜市)	衣料品 販売事業	事務所	-	-	- (-)	-	-	11 (5)

- (注) 1. 投下資本の合計は有形固定資産の帳簿価額で記載し、建設仮勘定は含まれておりません。  
2. 臨時雇用者数は年間の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )外数で記載しております。  
3. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## 重要な設備の除却

設備の除却につきましては、主に店舗における改装・退店に関わるものを予定しております。



## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,000,000
計	55,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,485,078	16,485,078	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	16,485,078	16,485,078	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## a. 取締役会決議 第4回新株予約権

決議年月日	2011年8月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1
新株予約権の数(個)	30 [0]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000 [0] 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2013年9月13日 至 2021年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 510 資本組入額 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## (注)1. 付与株式数の調整

当社は、以下の通り付与株式数の調整を行うことがある。

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行わ

れる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 行使価額の調整

当社は、以下の通り行使価額を調整することがある。

- (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。
- (4) また、行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、正当な理由がある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (8) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (9) 新株予約権の取得条項

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

## b. 取締役会決議 第5回新株予約権

決議年月日	2011年8月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 6 当社従業員 465 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	971 [946]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 97,100 [94,600] 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440 (注)2.
新株予約権の行使期間	自 2013年9月13日 至 2021年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 510 資本組入額 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## (注)1. 付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 行使価額の調整

当社は、以下の通り行使価額を調整することがある。

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認められる行使価額の調整を行うことができる。

(4) また、行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、正当な理由がある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同

じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2007年4月1日～ 2008年3月31日 (注)	0	16,485	253	3,991,368	253	3,862,125

(注)新株予約権の行使によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	21	209	61	25	29,732	30,065	-
所有株式数(単元)	-	19,464	823	38,267	5,383	26	100,801	164,764	8,678
所有株式数の割合(%)	-	11.81	0.50	23.23	3.27	0.02	61.17	100.00	-

(注) 1. 自己株式149,214株は「個人その他」に1,492単元及び「単元未満株式の状況」に14株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社はるか	岡山市北区平和町1-1	1,810,000	11.07
治山 正次	岡山市北区	1,759,456	10.77
治山 邦雄	岡山市中区	1,498,722	9.17
有限会社岩淵コーポレーション	岡山市北区表町1-2-3	1,324,500	8.10
株式会社四国銀行	高知県高知市南はりまや町1-1-1	764,340	4.67
治山 正史	岡山市北区	484,072	2.96
はるやま社員持株会	岡山市北区表町1-2-3	377,181	2.30
岩淵 典子	東京都杉並区	366,900	2.24
治山 美智子	岡山市中区	358,892	2.19
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1-15-20	313,020	1.91
計	-	9,057,083	55.44

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 149,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,327,200	163,272	-
単元未満株式	普通株式 8,678	-	-
発行済株式総数	16,485,078	-	-
総株主の議決権	-	163,272	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社はるやまホールディングス	岡山市北区表町1-2-3	149,200	-	149,200	0.91
計	-	149,200	-	149,200	0.91



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	16,800	18,199,656	5,500	5,958,525
保有自己株式数	149,214	-	143,714	-

(注) 1. 当期間における取得自己株式の処理状況のその他(新株予約権の権利行使)には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使もしくは単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当の回数についての基本方針は年1回としており、配当の決定機関は取締役会であります。

また、「中間配当の基準日は、毎年9月30日とする」旨を定款に定めております。

当期は、誠に遺憾ながら損失計上という不本意な結果となり、繰越利益剰余金が欠損となりましたが、株主のみなさまへの安定配当を継続するため、別途積立金及び配当平均積立金を取り崩すこととし、当期の期末配当につきましては、1株につき金15円50銭とさせていただきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年5月14日 取締役会決議	253	15.5

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社子会社（以下、これらを総称して「当社グループ」といいます。）は、「お客様第一主義」を経営理念として、「地域に必要とされる店に - インフラ企業 - 」になるため、経営における健全性、透明性、公平性、効率性、適法性をすべてを向上させるコーポレート・ガバナンスの強化と株主・お客様・取引先・従業員・社会などのすべてのステークホルダーからの社会的信頼を確保することが、重要な経営課題の一つであると位置付けております。

そのため、当社は、意思決定の迅速化と業務執行の有効性・効率性の確保やグループ統制及びコンプライアンスの充実化を図るため、「はるやまグループ行動規範」を制定しております。社内規程及び取締役会決議に基づき設置された各種会議体を通じて幅広く議論を行う体制を整え、コンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会、情報セキュリティ委員会の設置等実効性のある諸施策に対し、継続的かつ積極的に取り組む内部統制システムを構築しております。

2020年7月に経営陣幹部の指名の公平性・透明性を高めることを目的として、任意の指名委員会を設置いたしました。当該委員会は、委員長の社外取締役田尻邦夫氏、社外取締役清水夏子氏、社外監査役中川雅文氏の3名で構成されております。

また、当社は、当社グループを含めたガバナンスを充実させるために、適宜開催する、コンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会ほか、代表取締役社長及び経営幹部をメンバーとする幹部会議、投資検討会議において、経営戦略、中期経営計画、投資案件や重要な経営課題について議論・審議し、情報を共有し意思疎通を図ることで、グループ全体としての経営の意思決定の迅速化と経営の効率化を図ることができると考えており、客観性や中立性を確保するため、社外取締役の入った委員会や顧問弁護士からの助言を受ける委員会の設置、取締役会に社外取締役を選任する現在の体制を採用しており、ガバナンスの有効性を高めております。

この基本方針を基軸として、ステークホルダーにとって魅力ある価値の創造と提供を通じ、当社が社会的な責任を果たし、持続的な成長・発展を遂げていくために、「全管理職への一層の権限委譲」、「業務執行に対する取締役会の監督強化」を進め、さらなる経営の効率化、透明化、法令遵守の徹底を積極的に推進し、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

### 企業統治の体制

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は、2017年1月4日をもって持株会社体制へ移行しました。経営の意思決定・監督体制と事業の執行体制を分離することにより、より効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、複数の社外取締役を選任し、実行性のある高い監督体制の構築と透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

当社の取締役会は4名によって構成されており、うち2名は社外取締役です。

社外取締役の選任は、経営に外部視点を取り入れ、職務執行に対する一層の監督機能の強化と経営の機動力を高めることを目的としております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。また、取締役会においては、各監査役に対して、それぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を求めるなど、経営の監視機能を十分に果たせる体制を整えており、取締役の職務執行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を行っております。経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し最適な経営体制を機動的に構築するため、当社の取締役の任期は定款で1年と定めており、事業年度における経営責任をより一層明確にしております。

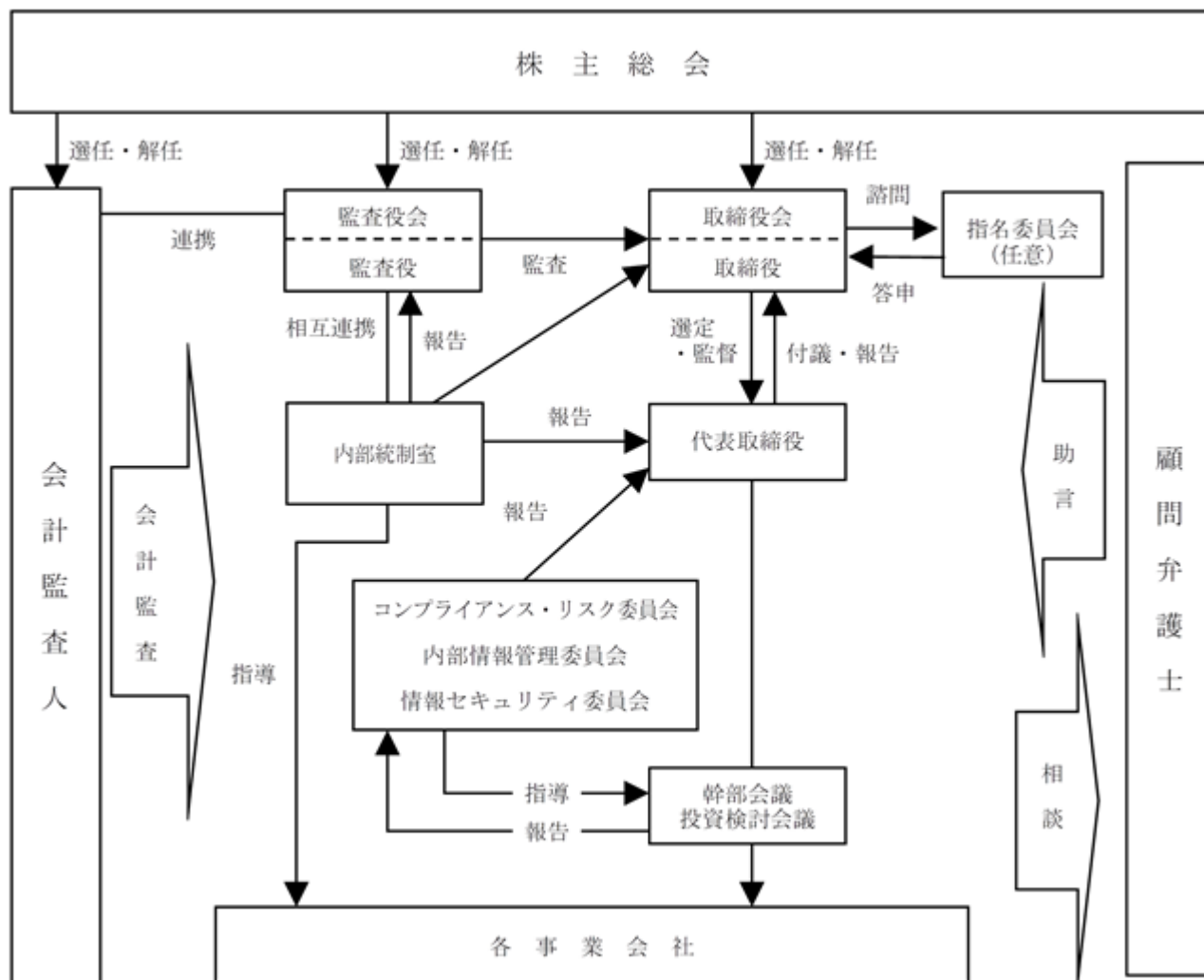
社外監査役につきましては、独立公正な立場で取締役の職務執行に対する監督機能等を想定しており、当社と人的関係、資本的關係はなく、高い独立性を有している有識者等から選任することにより、経営の健全性やコンプライアンス体制の維持・強化を図っております。

また、1名の常勤監査役が執務しており、取締役会及び監査役会並びに重要な会議体には出席し、客観的な立場から取締役を監視できる体制となっております。

当社では、監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）によって、監査役会において策定された監査方針・監査計画に基づき、当社グループ全体を見据えた監査をしております。

経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、適宜、顧問弁護士、公認会計士若しくは税理士等法律に基づき守秘義務を負う職業専門家並びに業務監査の中核である内部監査及び内部統制評価を担う内部統制室との意見交換を行うなど、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制の構築とこれらの連携強化にも努めております。

## 企業統治・内部統制の関係図



## □．企業統治の体制を採用する理由

## (イ) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長中村宏明が議長を務めております。その他メンバーは取締役会長治山正史、取締役田尻邦夫、取締役清水夏子の取締役4名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監視しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

取締役会は、経営の最高意思決定機関として毎月開催し、当社の経営の基本方針、戦略、その他重要事項の決議、報告が行われております。監査役は取締役会には毎回出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっております。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催し、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うとともに、取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、代表取締役社長以下、グループ長 CFOをはじめ幹部社員を構成メンバーとする幹部会議や投資検討会議等の会議体を設け、重要な経営課題について活発な議論を行い、経営の透明化、迅速化に努めております。

業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、子会社を含めた全社的な目標設定を行っております。

## (ロ) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役佐藤晃司、社外監査役中川雅文、社外監査役光岡敬一の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

監査役会は、毎月の監査役会のほか、必要に応じて随時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人や内部統制室と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化並びに監査機能の向上を図っております。

#### (八) 投資検討会議

当社では、意思決定と業務執行の迅速化を進めており、投資検討会議は、原則として毎週1回開催し、総合管理グループ長 CFO西山剛生が議長を務めております。その他メンバーは、取締役会長治山正史、総合企画グループ長岸田健、部長末岡英樹（新規事業開発担当）、室長澤味聡嗣（内部統制室）、及び部長宇野 薫（総合管理担当）、部長一ノ瀬達也（財務・経理担当）で構成されており、投資案件等経営上の重要事項について報告・審議等を行い、経営活動の効率化と適正化を図っております。

### 八. その他企業統治に関する事項

#### ・ 内部統制システムの整備状況

取締役及び監査役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

##### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として内部統制室を設置しております。コンプライアンスの推進については、「はるやまグループ行動規範」の策定をはじめ、内部統制室を中心にモニタリングを実施し、リスク発生防止に努め、当社及び子会社の取締役・従業員等がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題と捉え業務に当たるよう、研修等を通じてその遵守を推進しております。

また、当社グループは、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、従業員からの組織的又は個人的な法令等違反行為などに関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを「内部通報規程」に定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

##### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・「文書管理マニュアル」その他関連する規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・稟議書及びそれら関連する資料・会計帳簿・会計伝票等の決算資料及びその他情報等）は適切に保存及び管理を行っております。また、取締役・監査役及びそれらに指名された従業員はいつでもこれらの情報を閲覧できることとしております。

なお、子会社におきましても当社の規程等に準じて運用することとしております。

##### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定し、リスク管理を行っております。リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有化を図るため、グループ長 CFO西山剛正を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を設置し、委員としては、当社総合管理グループ、総合企画グループ、内部統制室の原則部門長並びに各子会社の取締役・執行役員等で構成されています。コンプライアンス・リスク委員会は、原則月1回開催し、リスクの識別・分類・分析・評価・対応を主としたグループ全体としての広範的なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、若しくは税理士等の外部職業専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と、早期発見に努めております。

なお、重大な経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

##### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、取締役会のほかに幹部会議や当社グループの取締役・執行役員及び担当部長が出席する幹部共有等の会議を随時開催しております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、全社的な目標を設定しております。

なお当社は、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、1999年7月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行の迅速化を進めてまいりましたが、取締役の責任と権限を明確にするため、経営の効率化、意思決定の迅速化を図るため、執行役員という枠にこだわらず、全管理職が責任をもって機動的な業務執行を進めることを目的として、2021年3月31日をもって執行役員制度を廃止いたしました。

子会社は、取締役会等を少なくとも3ヶ月に1回開催し、取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告又は承認を得ることとしております。

また、子会社の取締役・執行役員は、幹部共有等の会議に出席し月次業務の報告を行うとともに、当社グループ全体の企業価値を高めるため、連携して経営課題の検討、改善提案を行っております。

##### (e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制室は、当社グループの事業活動に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、業務の適正性と効率性の向上策を全体で推進し、必要に応じてそれらのモニタリングを行うこととし、その結果については、適宜、取締役会へ報告するものとしております。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役職務遂行を補助すべき従業員を配置しておりませんが、必要に応じて監査役職務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その人事異動及び人事考課については、担当取締役は監査役と事前に協議し、了解を得ることとしております。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

監査役スタッフの独立性については、「監査役監査基準」に基づき、監査役から監査役監査の職務を補助することの要請を受けた従業員は、その要請に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

代表取締役社長をはじめとする当社グループの取締役・従業員並びに子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき又はこれらの者から報告を受けたときは、法令等に従い、直ちに監査役へ報告するものとしております。

なお、上記の報告を理由とする当該通報者への不利益な取り扱いは一切禁止しております。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、各種会議体や委員会に適宜出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員にその説明を求めることとしております。

また、代表取締役社長と監査役会との間で定期的に活発な意見交換会を実施し、経営の健全化に努めております。

効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人や内部統制室と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化に努めております。

(j) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力及びその団体との関係を持つことは、法令等に違反することを「はるやまグループ行動規範」「コンプライアンス基本規程」、各種会議体及び研修等を通じて全従業員に周知徹底し、決して関係をもたないこととするとともに、有事の際は速やかに内部統制室へ報告・相談を行うものとし、当該部署の責任者から担当取締役を通じて各役員へ報告するものとしております。また不当な要求がなされた場合には、顧問弁護士・警察等に相談し協力体制を整備するとともに、不当要求に対しては、断固拒否し毅然とした態度で対応することとしております。

反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることとしております。

・リスク管理体制整備の状況

当社は、子会社を含めたグループ全体のリスクにつき、「リスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定しリスクの適切な把握と管理を行っており、リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、各部門・各子会社間の連携を図るとともにグループ全体連結ベースでのリスクマネジメント体制の構築及び強化を図っております。同委員会は、リスクの識別、分類、分析、評価、対応を主とした統制活動を内部統制室と連携して行う体制をとっております。重大な経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

さらには、当社に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に把握し、適切に対処することを目的としてモニタリングの一環として内部通報制度（ヘルプライン）を導入しております。通報者の不利益にならないよう「匿名性の確保」「秘密保持の徹底」を明確にし、はるやまグループ行動規範に違反する行為等の通報は、従業員等の義務として行われております。

なお、重要な法務的、会計的課題につきましては、顧問弁護士、顧問税理士及び会計監査人に相談し、必要な協議、検討を随時実施しております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の事業活動に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、月1回業績の状況、四半期に1回決算の状況及び各子会社の経営課題の報告を、それぞれ幹部共有や当社取締役会へ報告し、重要案件については、必要に応じて当社取締役会の承認を得るなど、グループとしての経営効率の向上と業務の適正を図っております。また、子会社におきましても当社の規程等に準じて運用することとしており、グループでのコンプライアンスの徹底や想定されるリスクの識別、分類、分析、評価、対応策について検討し、その体制の整備に努めております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役並びに会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款で定め、当社と社外取締役及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

- ・取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

- ・取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

- ・株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

- (1)自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

- (2)剰余金の配当等

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

- ・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

- ・取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備することを目的とするものであります。

- ・役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての子会社における取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。

被保険者である役員等が、その地位に基づく職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

- ・株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

- 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案のなかには、株主のみなさまに買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主のみなさまに株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高性能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出や、多様化するニーズに対応した商品の提供などを通じた既存店の活性化を推進するとともに、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦し、新たな業態開発によって業容の拡大を図るなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、執行役員制度を採用しており、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の役割、責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に応じて、顧問弁護士・公認会計士や内部統制室との意見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

なお、当社は、一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図るべく、2018年6月28日開催の第44回定時株主総会において、社外取締役1名を追加選任し、2名といたしております。

このように、経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして2019年6月27日開催の第45回定時株主総会において、株主のみなさまから「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求めるとともに、本プランの目的を実現するための必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.haruyama.co.jp/>)に掲載しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	治山 正史	1964年12月22日生	1994年6月 当社入社 1994年11月 社長室室長 1995年6月 取締役社長室室長 1995年7月 常務取締役 2003年6月 代表取締役社長 2011年7月 代表取締役社長執行役員 2021年4月 代表取締役社長 2021年6月 取締役会長(現任)	(注)2.	484
代表取締役社長	中村 宏明	1963年9月13日生	1987年4月 株式会社アオキインターナショナル (現 株式会社AOKIホールディングス)入社 2011年6月 同社常務取締役グループ業務改革担当 2011年8月 同社取締役 2014年1月 同社常務取締役 2018年6月 同社取締役副社長(2018年9月辞任) 2021年4月 はるやま商事株式会社代表取締役社長執行役員(現任) 2021年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2.	-
取締役	田尻 邦夫	1942年11月23日生	1966年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 1996年6月 同社取締役アパレル本部長 1998年4月 同社常務取締役 2002年6月 株式会社デザート代表取締役社長 2009年6月 田尻事務所 代表(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)2.	-
取締役	清水 夏子	1973年12月28日生	2005年10月 弁護士登録 2012年2月 清水直法律事務所より独立 清水・新垣法律事務所 開設 共同代表弁護士(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)2.	-
常勤監査役	佐藤 晃司	1952年6月28日生	1976年4月 当社入社 2001年6月 総務部長 2004年4月 法人部長 2008年4月 執行役員法人新規事業部長 2009年4月 執行役員店舗開発管理部長 兼法人部長 2011年4月 執行役員営業本部担当 2013年4月 法人部長 2013年11月 法人部シニアアドバイザー 2014年6月 常勤監査役(現任)	(注)5.	9



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	中川 雅文	1974年2月22日生	1996年4月 中央監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 2007年7月 京都監査法人(現 PwC京都監査法人)入所 2009年6月 同法人パートナー (2011年6月退職) 2011年7月 中川公認会計士事務所 代表(現任) 2011年9月 税理士登録 2014年6月 株式会社サンマルクホールディングス社外取締役(現任) 2015年6月 当社監査役(現任)	(注)4.	-
監査役	光岡 敬一	1947年3月14日生	2003年7月 広島国税局課税第一部長 2004年7月 広島東税務署長 2005年8月 税理士登録開業(現任) 2015年6月 株式会社大本組社外取締役(現任) 2021年6月 当社監査役(現任)	(注)3.	-
計					493

(注)1. 取締役田尻邦夫氏及び清水夏子氏は社外取締役、監査役中川雅文氏及び光岡敬一氏は社外監査役であります。なお、当社は田尻邦夫氏、清水夏子氏、中川雅文氏及び光岡敬一氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、田尻邦夫氏と当社グループの間には事業展開に関するアドバイザリー契約がありますが、その金額は年額5百万円未満であり、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。

2. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

4. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることになっております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
熊谷 茂實	1934年2月24日生	1990年7月 広島国税局直税部長 1991年7月 岡山東税務署長 1992年7月 広島国税局徴収部長 1993年7月 退官 税理士登録開業(現任) 2005年6月 当社社外監査役(2017年6月退任)	-

#### 社外役員の状況

当社の社外役員は、提出日現在において、社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役は、独立した立場から高い監督機能を発揮し、コーポレート・ガバナンスをより強固で実効あるものとしております。

社外取締役 田尻邦夫氏は、繊維・衣料業界の豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、専門的かつ客観的に広範な視野からの有益な助言・提言により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任いたしております。

社外取締役 清水夏子氏は、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し企業法務にも精通しており、主にコンプライアンスの観点からの有益な助言・提言により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任いたしております。

社外監査役は、独立的な立場から取締役会や各取締役、各部門等を監視し、また、必要に応じて適切な助言や提案を行うことで、リスクヘッジを図り法令遵守に注力するなど企業統治における重要な役割を担っております。

当社は、取締役の意思決定機能と取締役の職務の執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的及び独立した経営監視の機能を確保することが、企業の創造的発展と公正な経営を実現するうえで最も重要と考えており、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割については、当社は、会社の業務執行に係る決定において外部の客観的立場から経営判断の適正性を監視することにあると考えております。その独立性確保のためには、会社と利害関係が無いことが重要であると認識しており、社外監査役2名は、人的関係その他特別な利害関係は有せず、客観性及び中立性を確保した立場から取締役の職務執行に対して監査を行っており、経営監視機能を有していると考えております。

また、社外監査役の選任状況については、各監査役はそれぞれ企業活動、法律、会計に関する豊富な見識を有しており、取締役の職務執行に対する有効な監査を行っているものと判断しております。

社外監査役 中川雅文氏は、当事業年度開催の取締役会20回のうち19回、監査役会12回のうち全回に出席し、公認会計士・税理士として監査業務、コンサルティング業務における豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的な見地から中立的・客観的な視点で経営者の職務遂行の適法性及び妥当性を監査いただくとともに、より独立した立場からの監視という機能以上に当社の適正な財務報告及びコーポレート・ガバナンスの向上に資すると考えております。

同氏は、株式会社サンマルクホールディングスの社外取締役であります。当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、中川公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役 光岡敬一氏は、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会において新たに社外監査役として選任いたしました。同氏は、税理士としてその分野における豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的な見地から中立的・客観的な視点で経営者の職務遂行の適法性及び妥当性を監査いただくとともに、より独立した立場からの監視という機能以上に当社の適正な財務報告及びコーポレート・ガバナンスの向上に資すると考えております。

同氏は、株式会社大本組の社外取締役であります。当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、光岡税理士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては東京証券取引所等の定める独立性に関する基準に従い、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。当該社外役員4名全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、経営陣からの独立が十分確保される体制となっております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外役員は、取締役会、各種委員会をはじめとする重要な会議体へ出席し、積極的な助言・提言を行うと共に、内部統制室や会計監査人との間で定期的に活発な意見交換会を実施し、内部統制の体制強化と共に経営の健全化に寄与しております。

上記のほか、当社と当社の社外役員との間に特別な利害関係はございません。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役監査は、企業経営等の分野における豊富な経験を有し、また、税理士や公認会計士としての専門的見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための実績と見識を有した社外監査役が2名おり、常勤監査役を中心とした監査役3名が従事しております。

当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります

氏名	開催回数	出席回数
佐藤 晃司	12回	12回
中川 雅文	12回	12回
岡田 弘	12回	11回

監査役会における主な検討事項としては、監査基本方針・監査計画の策定、取締役の職務執行の監査及び会計監査人の監査の実施状況および職務の執行状況等であります。

監査役会は、監査基本方針・監査計画について会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換・情報交換を行っております。さらには、当監査役会は、決算期毎に会計監査人より監査方法・監査結果について監査報告を受けております。会計監査人からの監査指摘事項については、監査役会は、改善に向け適宜助言を受けており、必要に応じて随時意見交換・情報交換を行い、連携を強化しております。

なお、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、取締役会、監査役会及び各種会議体等において適宜報告及び意見交換がなされております。

常勤監査役の活動として、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧するなど、経営の適法性・妥当性の監査を実施し、経営監視機能・牽制機能の強化を行っております。

## 内部監査の状況

内部監査部門につきましては、内部統制室を設置し、事業活動が法令及び定款に適合することを確保するため、社内を設置した内部統制室内部監査担当（4名）が、業務の適正性と効率性の向上策を推進し、必要に応じてモニタリングを行うとともに、継続的かつ適切な内部監査を行う体制を整備しております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制評価につきましては、内部統制室内部統制担当が行い、健全な業務執行の維持・向上に努めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

P w C 京都監査法人

## b. 継続監査期間

2011年以降

## c. 業務を執行した公認会計士

山本 眞吾

安本 哲宏

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る監査補助者は、公認会計士2名、その他9名となります。

## e. 監査法人選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性において会計監査人に解任又は不信任に該当する事由は認められないと評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士などに対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	-	21,500	-
連結子会社	10,000	-	10,000	-
計	33,000	-	31,500	-

## b. 監査公認会計士等の提出会社、及び連結子会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

## c. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(PricewaterhouseCoopers)に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

## d. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## e. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査日数等を勘案して監査報酬を決定しております。

## f. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、前年度の職務遂行状況、報酬見積明細等を検討した結果報酬の額について同意しました。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

## イ．取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

2005年6月29日開催の第31回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円と決議いただいております。

上記の報酬とは別枠で、2011年6月29日開催の第37回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額30,000千円、監査役に対しては年額3,000千円（社外監査役は付与対象外）を、それぞれ報酬限度額として決議いただいております。

## ロ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

・当該方針の決定の方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理的な報酬体系とすることとして、2021年1月26日開催の取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の決定を決議いたしました。

・当該方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬等（ストックオプション）により構成し、非業務執行取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を勘案して取締役の職責に報いる適正な水準とする。

業務執行取締役の固定報酬は、役位に応じた月額報酬とし、当該報酬基準に基づいて支給総額を算定し、取締役会の一任決議に従い代表取締役が、業績、各業務執行取締役の貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

業務執行取締役の業績連動報酬等（賞与）は、事業年度の計画達成に向けた数値目標として公表した業績（経常利益）の達成度に応じ、支給基準に基づき算出された額を一定の時期に支給することとしておりますが、当事業年度についてはその達成度が基準を満たさなかったため、支給していません。

業務執行取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、中長期のインセンティブとして取締役会決議により実施することとしておりますが、当事業年度中の実績はありません。

・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の内容に則り、支給基準に基づき算定された報酬額を基本として示したうえ、「八．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」に記載された代表取締役が、当該報酬額を逸脱しない範囲で、諸条件を総合的に勘案して決定したことから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

## ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者は、代表取締役社長執行役員治山正史氏であり、委任された権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各業務執行取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、委任を受けた者は、内規に定める支給基準並びに非金銭報酬等の決定内容に従うこととしております。

代表取締役社長執行役員治山正史氏に委任した理由については、当社グループを取り巻く経済環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また、各監査役の具体的な報酬等の額については、上記株主総会決議の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	31,116	31,116	-	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	6,000	6,000	-	-	-	1
社外役員	17,100	17,100	-	-	-	6

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等  
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、投資先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意識が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく方針のもと、社内において、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は相手先企業との必要十分な対話を行います。

## b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	1,470
非上場株式以外の株式	3	177,416

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

## c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)四国銀行	80,315	80,315	(保有目的) 企業間取引を強化する為 (定量的な保有効果) (注)	有
	62,806	68,508		
(株)中国銀行	96,000	96,000	(保有目的) 企業間取引を強化する為 (定量的な保有効果) (注)	有
	89,760	92,448		
(株)トマト銀行	21,779	21,779	(保有目的) 企業間取引を強化する為 (定量的な保有効果) (注)	無
	24,849	22,780		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	110,709	-	-
非上場株式以外の株式	9	179,956	9	224,823

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)
非上場株式以外の株式	2,749	-	17,846

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	12,112,446	11,813,268
受取手形及び売掛金	116,964	134,083
商品	13,099,762	12,660,074
貯蔵品	33,209	61,386
未収入金	3,714,923	3,876,917
未収還付法人税等	277,235	-
その他	873,390	1,090,996
貸倒引当金	57,603	57,556
<b>流動資産合計</b>	<b>30,170,329</b>	<b>29,579,170</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	31,567,135	30,449,646
減価償却累計額	26,784,775	27,233,384
建物及び構築物(純額)	4,782,360	3,216,261
車両運搬具	17,202	10,816
減価償却累計額	16,737	10,816
車両運搬具(純額)	464	0
工具、器具及び備品	4,457,154	4,138,323
減価償却累計額	3,584,002	3,741,037
工具、器具及び備品(純額)	873,152	397,286
土地	11,293,912	11,198,671
リース資産	326,154	129,759
減価償却累計額	301,127	110,821
リース資産(純額)	25,026	18,937
建設仮勘定	5,720	3,772
<b>有形固定資産合計</b>	<b>16,980,636</b>	<b>14,834,929</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	306,332	191,457
その他	669,845	944,237
<b>無形固定資産合計</b>	<b>976,177</b>	<b>1,135,695</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	580,555	640,076
長期貸付金	394,261	387,083
繰延税金資産	3,706,606	4,440,907
差入保証金	2,715,286	2,643,035
その他	1,314,431	1,274,641
貸倒引当金	1,055	1,055
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>12,148,086</b>	<b>12,384,689</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>30,104,900</b>	<b>28,355,315</b>
<b>資産合計</b>	<b>60,275,229</b>	<b>57,934,485</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,834,016	6,767,590
短期借入金	500,000	600,000
1年内返済予定の長期借入金	3 1,692,086	3 2,415,238
リース債務	23,789	7,810
未払金	2,747,412	2,235,276
未払法人税等	101,771	116,735
ポイント引当金	715,039	480,991
賞与引当金	5,800	6,400
店舗閉鎖損失引当金	55,802	400,386
資産除去債務	22,656	561,356
その他	1,066,555	898,717
流動負債合計	15,764,929	14,490,502
固定負債		
長期借入金	3 4,590,810	3 8,591,164
リース債務	4,948	10,616
退職給付に係る負債	1,483,572	1,484,343
資産除去債務	1,232,424	1,362,469
長期預り保証金	382,386	351,266
その他	18,724	17,269
固定負債合計	7,712,867	11,817,130
負債合計	23,477,797	26,307,633
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,991,368	3,991,368
資本剰余金	3,862,125	3,862,125
利益剰余金	29,081,972	23,939,386
自己株式	179,853	161,653
株主資本合計	36,755,612	31,631,226
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	33,584	11,432
繰延ヘッジ損益	52	51
その他の包括利益累計額合計	33,636	11,380
新株予約権	8,183	7,007
純資産合計	36,797,432	31,626,852
負債純資産合計	60,275,229	57,934,485

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	50,582,573	38,220,683
売上原価	<sup>1</sup> 21,483,385	<sup>1</sup> 17,032,352
売上総利益	29,099,187	21,188,330
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 28,722,697	<sup>2</sup> 24,875,777
営業利益又は営業損失( )	376,490	3,687,447
営業外収益		
受取利息	5,661	5,616
受取配当金	15,693	8,430
受取地家賃	410,380	399,220
助成金収入	-	378,882
その他	115,052	97,451
営業外収益合計	546,788	889,601
営業外費用		
支払利息	18,023	27,814
賃貸費用	193,084	172,141
その他	73,129	19,643
営業外費用合計	284,237	219,600
経常利益又は経常損失( )	639,041	3,017,446
特別利益		
投資有価証券売却益	17,500	-
固定資産売却益	<sup>3</sup> -	<sup>3</sup> 30,909
新株予約権戻入益	175	-
特別利益合計	17,675	30,909
特別損失		
固定資産除売却損	<sup>4</sup> 115,608	<sup>4</sup> 67,886
減損損失	<sup>5</sup> 200,352	<sup>5</sup> 1,929,922
店舗閉鎖損失引当金繰入額	17,556	386,544
その他	12,181	95,932
特別損失合計	345,699	2,480,285
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	311,017	5,466,823
法人税、住民税及び事業税	154,813	141,316
法人税等調整額	246,654	728,130
法人税等合計	91,841	586,814
当期純利益又は当期純損失( )	402,858	4,880,009
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	402,858	4,880,009

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	402,858	4,880,009
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	92,357	45,016
繰延ヘッジ損益	326	0
その他の包括利益合計	92,684	45,017
包括利益	310,174	4,925,026
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	310,174	4,925,026

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,991,368	3,862,125	28,940,373	195,945	36,597,921
当期変動額					
剰余金の配当			252,715		252,715
親会社株主に帰属する当期純利益			402,858		402,858
自己株式の取得				50	50
自己株式の処分			8,544	16,143	7,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	141,598	16,092	157,691
当期末残高	3,991,368	3,862,125	29,081,972	179,853	36,755,612

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	125,941	379	126,320	9,401	36,733,643
当期変動額					
剰余金の配当			-		252,715
親会社株主に帰属する当期純利益			-		402,858
自己株式の取得			-		50
自己株式の処分			-		7,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,357	326	92,684	1,218	93,902
当期変動額合計	92,357	326	92,684	1,218	63,789
当期末残高	33,584	52	33,636	8,183	36,797,432

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,991,368	3,862,125	29,081,972	179,853	36,755,612
当期変動額					
剰余金の配当			252,945		252,945
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			4,880,009		4,880,009
自己株式の取得					-
自己株式の処分			9,631	18,199	8,568
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	5,142,586	18,199	5,124,386
当期末残高	3,991,368	3,862,125	23,939,386	161,653	31,631,226

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	33,584	52	33,636	8,183	36,797,432
当期変動額					
剰余金の配当			-		252,945
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			-		4,880,009
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		8,568
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45,016	0	45,017	1,176	46,193
当期変動額合計	45,016	0	45,017	1,176	5,170,580
当期末残高	11,432	51	11,380	7,007	31,626,852

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	311,017	5,466,823
減価償却費	1,176,306	1,217,345
減損損失	200,352	1,929,922
のれん償却額	114,874	114,874
ポイント引当金の増減額( は減少)	55,065	234,047
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,839	47
事業譲渡損失引当金の増減額( は減少)	229,455	-
店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少)	21,131	344,583
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	14,811	771
受取利息及び受取配当金	21,355	14,047
支払利息	18,023	27,814
長期貸付金の家賃相殺額	6,000	6,439
投資有価証券売却損益( は益)	17,500	-
固定資産除売却損益( は益)	30,394	20,953
売上債権の増減額( は増加)	942,451	153,320
たな卸資産の増減額( は増加)	207,400	411,510
仕入債務の増減額( は減少)	90,434	2,066,280
その他	484,575	418,726
小計	1,870,022	4,320,984
利息及び配当金の受取額	16,757	9,432
利息の支払額	17,663	27,408
法人税等の支払額	640,943	135,033
法人税等の還付額	359,251	277,235
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,587,424	4,196,758
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額( は増加)	10,200	5,500
投資有価証券の取得による支出	-	105,799
投資有価証券の売却による収入	17,500	-
事業譲渡による収入	2 150,000	2 -
有形固定資産の取得による支出	860,437	583,023
有形固定資産の売却による収入	-	86,772
長期貸付けによる支出	930	1,050
長期貸付金の回収による収入	1,140	3,224
差入保証金の差入による支出	124,213	54,403
差入保証金の回収による収入	203,956	551,652
関係会社貸付けによる支出	35,000	20,000
その他	363,271	557,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,001,056	674,731
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	2,350,000	6,460,000
長期借入金の返済による支出	1,951,180	1,726,265
ファイナンス・リース債務の返済による支出	79,199	10,311
セールアンド割賦バック取引による支出	94,798	-
自己株式の取得による支出	50	-
ストックオプションの行使による収入	6,381	7,392
配当金の支払額	252,659	253,003
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,506	4,577,812
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	564,861	293,677
現金及び現金同等物の期首残高	11,542,084	12,106,946
現金及び現金同等物の期末残高	1 12,106,946	1 11,813,268

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

はるやま商事株式会社

株式会社ミック

株式会社モリワン

株式会社マンチェス

株式会社ミッド・インターナショナル

## (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

田原コンサート株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

## 3. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの...連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...移動平均法による原価法

たな卸資産

商品...個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品...最終仕入原価法による原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)...定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15~20年であります。

無形固定資産(リース資産を除く)...定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用...定額法



(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替変動リスクを回避するため、為替予約を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている外貨建金銭債権債務に係る為替予約が振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

## (1) 固定資産の減損損失について

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失 1,929,922千円

固定資産残高(減損損失計上後) 14,834,929千円

その他の情報

当年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法については(連結損益計算書関係) 5.減損損失に記載の通りです。

上記の見積り方法に含まれる主要な仮定は、店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローであります。こちらの仮定は、過去の実績額を勘案した期待値法により算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りに新型コロナウイルス感染症による影響を反映しており、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えるものとして見積りを行っております。その収束時期には著しい不確実性を伴いますが、当社グループでは、最長で2022年3月末程度まで影響が続く可能性があるとの仮定に基づき将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する固定資産の減損金額に影響を与える可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性について

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

4,440,907千円

その他の情報

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去(3年)及び当連結会計年度の経営成績や納税状況、7か年ベースの中期事業計画などを総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類しております。その上で、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、土地減損損失及び有価証券評価損などに係る将来減算一時差異については、スケジューリング不能と判断しております。減価償却超過額などに係る将来減算一時差異については、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有する為、回収可能性があると判断し、繰延税金資産に計上しております。上記の企業の分類及び将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに係る判断は、主要な仮定に該当すると判断しております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。さらに、当該見積りは、新型コロナウイルス感染症による影響を反映しており、課税所得の時期及び金額にマイナスの影響を与えるものとして見積りを行っております。その収束時期には著しい不確実性を伴いますが、当社グループでは、最長で2022年3月末程度まで影響が続く可能性があるとの仮定に基づき見積りを行っております。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり  
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり  
ます。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

資産除去債務

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額344,031千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は141,027千円であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産 その他 (関係会社株式)	95,932千円	- 千円

2. 資金決済に関する法律に基づく供託

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
差入保証金	10,000千円	10,000千円

3. 財務制限条項等

当社は、運転資金の効率的な調達等を目的に、取引銀行4行と貸出コミットメントに関する契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	5,000,000	5,000,000

なお、当社の当該事業年度の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

## (連結損益計算書関係)

## 1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	149,118千円	184,198千円

## 2. 販売費及び一般管理費の主要項目

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	73,008千円	60,641千円
給与及び賞与	5,663,069	5,513,546
退職給付費用	170,648	166,455
雑給	2,059,425	1,786,932
賃借料	7,834,246	6,926,109
広告宣伝費	4,580,059	2,959,202
減価償却費	1,143,941	1,196,833

## 3. 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	- 千円	30,909千円
計	-	30,909

## 4. 固定資産除売却損の内訳

## 固定資産売却損

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	- 千円	50千円
土地	-	6,897
計	-	6,948

## 固定資産除却損

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	11,698千円	4,743千円
工具、器具及び備品	6,546	1,163
ソフトウェア	-	33,254
その他	97,363	21,776
計	115,608	60,938

## 5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

用途	場所	種類	
営業店舗（43店舗）	兵庫県神戸市垂水区 他	建物及び構築物	164,517千円
		その他	35,834
		営業店舗 計	200,352

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗、賃貸資産について、収益性の低下または土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（200,352千円）として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを0.1%で割り引いて算定し、正味売却価額については固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

用途	場所	種類	
営業店舗（183店舗）	神奈川県川崎市川崎区 他	建物及び構築物	1,639,051千円
		土地	32,893
		その他	245,482
		営業店舗 計	1,917,427
賃貸資産（1店舗）	福岡県福岡市城南区 他	建物及び構築物	11,365千円
		その他	1,129
		賃貸資産 計	12,494

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗、賃貸資産について、収益性の低下または土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,929,922千円）として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを0.9%で割り引いて算定し、正味売却価額については固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	146,479千円	51,188千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	146,479	51,188
税効果額	54,122	6,171
その他有価証券評価差額金	92,357	45,016
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	469	0
組替調整額	-	-
税効果調整前	469	0
税効果額	142	1
繰延ヘッジ損益	326	0
その他の包括利益合計	92,684	45,017

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,485	-	-	16,485
合計	16,485	-	-	16,485
自己株式				
普通株式 (注)1.2.	180	0	14	166
合計	180	0	14	166

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8,183
	合計	-	-	-	-	-	8,183

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	252,715	15.5	2019年3月31日	2019年6月28日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	252,945	利益剰余金	15.5	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	16,485	-	-	16,485
合計	16,485	-	-	16,485
自己株式				
普通株式（注）	166	-	16	149
合計	166	-	16	149

（注）普通株式の自己株式の株式数の減少16千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	7,007
	合計	-	-	-	-	-	7,007

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	252,945	15.5	2020年3月31日	2020年6月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	253,205	利益剰余金	15.5	2021年3月31日	2021年6月30日



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	12,112,446千円	11,813,268千円
預入期間が3か月を超える定期預金	5,500	-
現金及び現金同等物	12,106,946	11,813,268

## 2. 事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式会社BASEのレディスカジュアル販売事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入は次のとおりであります

流動資産	190,079千円
固定資産	189,376
事業譲渡損失引当金	229,455
事業譲渡の対価	150,000
事業譲渡による収入	150,000

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

## 1. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	570,327	358,167
1年超	1,010,829	735,759
合計	1,581,157	1,093,927

## 2. オペレーティング・リース取引(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、短期間で回収となる税金の還付であるため信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、純投資目的の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、長期貸付金及び差入保証金は、主に店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。また、長期預り保証金は、賃借人より預託されたものであります。

デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、リスクヘッジ以外のデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理(取引先の契約不履行等)の管理

当社グループは、受取手形及び未収入金について、取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。売掛金については、一般消費者(不特定多数)を顧客にしているため、販売管理規程に従い管理する体制としております。

長期貸付金及び差入保証金は、預託先の信用状況を把握し、残高管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理につきましては、取引権限及び取引限度額等を定めて運用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	12,112,446	12,112,446	-
(2) 受取手形及び売掛金	116,964	116,964	-
(3) 未収入金	3,714,923	3,714,923	-
(4) 未収還付法人税等	277,235	277,235	-
(5) 投資有価証券	408,560	408,560	-
(6) 長期貸付金	394,261	426,932	32,671
(7) 差入保証金	7,153,286	7,145,878	7,407
資産計	24,177,678	24,202,942	25,263
(1) 支払手形及び買掛金	8,834,016	8,834,016	-
(2) 短期借入金	500,000	500,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	6,282,896	6,247,977	34,919
(4) 未払金	2,747,412	2,747,412	-
(5) 未払法人税等	101,771	101,771	-
(6) 長期預り保証金	382,386	382,075	310
負債計	18,848,484	18,813,254	35,229
デリバティブ取引( )	77	77	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,813,268	11,813,268	-
(2) 受取手形及び売掛金	134,083	134,083	-
(3) 未収入金	3,876,917	3,876,917	-
(5) 投資有価証券	357,372	357,372	-
(6) 長期貸付金	387,083	405,876	18,792
(7) 差入保証金	6,643,035	6,639,994	3,041
資産計	23,211,762	23,227,512	15,750
(1) 支払手形及び買掛金	6,767,590	6,767,590	-
(2) 短期借入金	600,000	600,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	11,006,402	10,963,673	42,729
(4) 未払金	2,235,276	2,235,276	-
(5) 未払法人税等	116,735	116,735	-
(6) 長期預り保証金	351,266	382,075	30,809
負債計	21,077,272	21,065,351	11,920
デリバティブ取引( )	78	78	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (6) 長期貸付金、(7) 差入保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期預り保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	171,994	282,703
非連結子会社株式	95,932	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	12,112,446	-	-	-
受取手形及び売掛金	116,964	-	-	-
未収入金	3,714,923	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	-	-	-	-
長期貸付金	6,000	137,630	188,290	83,055
合計	15,950,334	137,630	188,290	83,055

差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

## 当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	11,813,268	-	-	-
受取手形及び売掛金	134,083	-	-	-
未収入金	3,876,917	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	-	-	-	-
長期貸付金	6,000	168,526	160,949	58,981
合計	15,830,269	168,526	160,949	58,981

差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,692,086	1,585,566	1,528,837	928,605	494,835	52,966
合計	1,692,086	1,585,566	1,528,837	928,605	494,835	52,966

## 当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,415,238	2,788,441	2,184,409	1,734,599	1,332,722	550,992
合計	2,415,238	2,788,441	2,184,409	1,734,599	1,332,722	550,992

(有価証券関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

## 1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	317,089	238,190	78,899
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	317,089	238,190	78,899
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	91,471	135,743	44,271
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	91,471	135,743	44,271
合計		408,560	373,934	34,627

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 171,994千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	17,500	17,500	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	17,500	17,500	-

## 3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、非上場株式については、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行っております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

## 1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	128,004	89,184	38,820
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	128,004	89,184	38,820
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	229,368	284,750	55,381
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	229,368	284,750	55,381
合計		357,372	373,934	16,561

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 282,703千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、非上場株式については、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建 米ドル	買掛金	10,369	-	77
合計			10,369	-	77

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建 米ドル	買掛金	4,392	-	78
合計			4,392	-	78

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。



## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度の2本立ての退職給付制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定方法にあたり、簡便法を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,424,113千円	1,435,811千円
勤務費用	105,929	102,441
利息費用	2,183	2,201
数理計算上の差異の発生額	45,760	43,849
退職給付の支払額	50,654	63,871
退職給付債務の期末残高	1,435,811	1,432,734

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

該当事項はありません。

## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	44,647千円	47,760千円
退職給付費用	8,117	4,540
退職給付の支払額	5,004	690
退職給付に係る負債の期末残高	47,760	51,609

## (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,483,572千円	1,484,343千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,483,572	1,484,343
退職給付に係る負債	1,483,572	1,484,343
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,483,572	1,484,343

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	105,929千円	102,441千円
利息費用	2,183	2,201
数理計算上の差異の費用処理額	45,760	43,849
簡便法で計算した退職給付費用	8,117	4,540
確定給付制度に係る退職給付費用	70,469	65,333

(6) 退職給付に係る調整額  
該当事項はありません。

(7) 退職給付に係る調整累計額  
該当事項はありません。

(8) 年金資産に関する事項  
該当事項はありません。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項  
主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.15%	0.15%

### 3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度92,602千円、当連結会計年度92,267千円であります。

（ストック・オプション等関係）

#### 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価の株式報酬費	-	-
一般管理費の株式報酬費	-	-

#### 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	175	-

### 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) スtock・オプションの内容

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名	当社執行役員 6名 当社従業員 465名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	10,000株	291,400株
付与日	2011年9月12日	2011年9月12日
権利確定条件	対象者が権利行使の時点において、取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者のいずれかの地位にあること、また、付与時の役職以上であることを要する。	対象者が権利行使の時点において、取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者のいずれかの地位にあること、また、付与時の役職以上であることを要する。
対象勤務期間	2011年9月12日～2013年9月12日	2011年9月12日～2013年9月12日
権利行使期間	2013年9月13日～2021年9月12日	2013年9月13日～2021年9月12日

（注）株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	3,000	113,900
権利確定	-	-
権利行使	-	16,800
失効	-	-
未行使残	3,000	97,100

## 単価情報

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	440	440
行使時平均株価 (円)	-	711
付与日における公正な評価単価 (円)	70	70

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2021年 3月31日 )
繰延税金資産		
減価償却超過額	2,014,908千円	2,226,253千円
税務上の繰越欠損金額(注)2	400,849	1,807,649
土地減損損失	984,766	964,931
資産除去債務	384,765	586,390
退職給付に係る負債	461,318	463,791
ポイント引当金	244,400	164,076
有価証券評価損	139,941	139,941
店舗閉鎖損失引当金	17,391	135,929
たな卸資産	52,606	60,413
未払事業所税	33,142	32,824
長期貸付金	10,785	9,758
未払事業税	9,435	6,339
未払賞与	79,464	513
未払社会保険料	11,744	78
その他	151,982	171,998
繰延税金資産小計	4,997,504	6,770,890
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	907,412
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,136,433	1,330,985
評価制引当額小計(注)1	1,136,433	2,238,397
繰延税金資産合計	3,861,071	4,532,492
繰延税金負債		
資産除去債務対応資産	58,330	30,848
長期前払家賃	32,822	27,249
企業結合により識別された無形資産	32,408	20,255
投資有価証券	14,528	11,741
未収事業税	15,881	1,179
その他	493	312
繰延税金負債合計	154,464	91,585
繰延税金資産の純額	3,706,606	4,440,907

(注)1. 評価性引当額の増加額(1,101,964千円)の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が907,412千円増加したことなどであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金額及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

単位:(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	400,849	400,849
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	400,849	(2) 400,849

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

単位:(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(3)	-	-	-	-	-	1,807,649	1,807,649
評価性引当額	-	-	-	-	-	907,412	907,412
繰延税金資産	-	-	-	-	-	900,236	900,236

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	0.1
留保金額に対する税額	2.4	0.1
住民税均等割	20.8	1.2
評価性引当額	2.3	20.2
のれん償却費	11.3	0.6
子会社との税率差異	3.4	2.4
連結除外による影響	95.1	-
その他	0.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5	10.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

## ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債の利回り(0.1%~2.1%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	1,267,648千円	1,255,081千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	61,684	418,402
見積りの変更による増加額	-	344,031
時の経過による調整額	15,938	19,524
資産除去債務の履行による減少額	90,189	113,213
期末残高	1,255,081	1,923,825

## 二 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額344,031千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は141,027千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループにおける報告セグメントは衣料品販売事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものではありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループにおける報告セグメントは衣料品販売事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、報告セグメントごとの情報は省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループにおける報告セグメントは衣料品販売事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、報告セグメントごとの情報は省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	EVERFLOW 合同会社	なし	第三者を介してのコンサルティング業務委託契約	業務委託（注）	15,000	-	-

（注）委託費用については、他社への委託費用を参考に決定しております。

## （1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
1株当たり純資産額	2,254円37銭	1,935円61銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）	24円70銭	298円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	24円62銭	-

（注）1．当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（千円）	402,858	4,880,009
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（千円）	402,858	4,880,009
普通株式の期中平均株式数（株）	16,307,895	16,325,710
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	53,818	38,187
（うち新株予約権（株））	(53,818)	(38,187)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	600,000	0.277	-
1年内返済予定の長期借入金	1,692,086	2,415,238	0.262	-
1年内返済予定のリース債務	23,789	7,810	-	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く)	4,590,810	8,591,164	0.262	2022年～2035年
リース債務(1年内返済予定のものを除く)	4,948	10,616	-	2022年～2027年
その他有利子負債 割賦未払金(1年以内に返済予定のセールアンド 割賦バック取引)	-	-	-	-
合計	6,811,634	11,624,829	-	-

(注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び残高は、期末のものを使用しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務(1年内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は、以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,788,441	2,184,409	1,734,599	1,332,722
リース債務	2,861	2,861	2,545	2,347

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃借契約に伴う原状回復義務	1,217,529	781,147	113,213	1,885,462
その他	37,551	811	-	38,363

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	7,393,735	14,033,486	24,386,516	38,220,683
税金等調整前四半期(当期) 純損失( )(千円)	1,510,169	3,135,480	3,553,489	5,466,823
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失( )(千 円)	1,432,499	2,544,297	2,824,764	4,880,009
1株当たり四半期(当期)純 損失( )(円)	87.77	155.89	173.05	298.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ( )(円)	87.77	68.11	17.18	125.84



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,847,057	4,944,934
貯蔵品	1,058	6,843
前払費用	91,918	96,893
関係会社短期貸付金	18,489,520	23,010,730
未収入金	1,391,759	1,485,404
未収還付法人税等	104,499	-
その他	1,114,900	1,131,914
貸倒引当金	283,714	283,714
<b>流動資産合計</b>	<b>23,756,999</b>	<b>28,393,005</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	4,151,195	2,746,493
構築物	450,714	306,649
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	844,073	378,074
土地	10,645,898	10,550,657
リース資産	25,026	4,713
建設仮勘定	5,720	3,772
<b>有形固定資産合計</b>	<b>16,122,629</b>	<b>13,990,360</b>
<b>無形固定資産</b>		
商標権	71,880	63,006
ソフトウェア	160,494	668,973
ソフトウェア仮勘定	329,594	143,289
施設利用権	526	350
<b>無形固定資産合計</b>	<b>562,495</b>	<b>875,619</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	410,030	469,551
関係会社株式	1,855,921	1,759,989
関係会社長期貸付金	35,490	20,970
長期前払費用	7,923	80,610
繰延税金資産	2,921,089	3,523,381
差入保証金	43,937	40,785
その他	110,619	110,609
貸倒引当金	13	13
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>5,384,999</b>	<b>6,005,884</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>22,070,125</b>	<b>20,871,865</b>
<b>資産合計</b>	<b>45,827,124</b>	<b>49,264,871</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	109	-
1年内返済予定の長期借入金	3 1,629,292	3 2,293,507
リース債務	23,789	4,948
未払金	151,056	192,446
未払消費税等	15,316	13,488
未払費用	17,931	13,273
未払法人税等	22,692	14,965
預り金	4,163	4,106
店舗閉鎖損失引当金	45,436	32,704
資産除去債務	22,656	561,356
その他	6,040	16,729
流動負債合計	1,938,484	3,147,528
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3 4,284,189	3 8,150,673
リース債務	4,948	-
退職給付引当金	68,909	54,576
資産除去債務	1,208,961	1,338,509
長期預り保証金	145,574	133,274
その他	1,170,127	1,121,651
固定負債合計	6,882,710	10,798,685
負債合計	8,821,195	13,946,213
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,991,368	3,991,368
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	3,862,125	3,862,125
資本剰余金合計	3,862,125	3,862,125
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	560,000	560,000
<b>その他利益剰余金</b>		
配当平均積立金	1,420,000	1,420,000
別途積立金	26,070,000	26,470,000
繰越利益剰余金	1,240,522	818,757
利益剰余金合計	29,290,522	27,631,242
自己株式	179,853	161,653
株主資本合計	36,964,162	35,323,082
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	33,584	11,432
評価・換算差額等合計	33,584	11,432
新株予約権	8,183	7,007
純資産合計	37,005,929	35,318,657
負債純資産合計	45,827,124	49,264,871

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業収益</b>		
経営管理料	2 3,080,200	2 1,995,730
不動産賃貸収入	2 547,200	2 547,200
営業収益合計	3,627,400	2,542,930
<b>営業費用</b>	1 2,776,273	1 2,643,045
営業利益又は営業損失( )	851,126	100,115
<b>営業外収益</b>		
受取利息	66,237	79,850
受取配当金	515,622	8,359
受取手数料	2,652	1,452
受取地代家賃	67,286	60,813
助成金収入	-	26,149
店舗閉鎖損失引当金戻入額	24,203	6,296
貸倒引当金戻入額	12,916	-
その他	10,231	11,822
営業外収益合計	699,151	194,743
<b>営業外費用</b>		
支払利息	14,143	23,745
賃貸費用	9,803	8,739
その他	783	7,827
営業外費用合計	24,730	40,313
経常利益	1,525,547	54,315
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	17,500	-
固定資産売却益	3 -	3 30,909
新株予約権戻入益	175	-
特別利益合計	17,675	30,909
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	4 21,435	4 48,352
減損損失	191,614	1,929,922
貸倒引当金繰入額	2,085	-
その他	-	95,932
特別損失合計	215,135	2,074,206
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	1,328,086	1,988,982
法人税、住民税及び事業税	3,954	3,840
法人税等調整額	253,803	596,120
法人税等合計	257,758	592,280
当期純利益又は当期純損失( )	1,070,327	1,396,702

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,070,000	431,454	28,481,454
当期変動額								
別途積立金の積立			-					-
剰余金の配当			-				252,715	252,715
当期純利益			-				1,070,327	1,070,327
自己株式の取得			-					-
自己株式の処分			-				8,544	8,544
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-					-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	809,067	809,067
当期末残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,070,000	1,240,522	29,290,522

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	195,945	36,139,001	125,941	125,941	9,401	36,274,344
当期変動額						
別途積立金の積立		-		-		-
剰余金の配当		252,715		-		252,715
当期純利益		1,070,327		-		1,070,327
自己株式の取得	50	50		-		50
自己株式の処分	16,143	7,599		-		7,599
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	92,357	92,357	1,218	93,575
当期変動額合計	16,092	825,160	92,357	92,357	1,218	731,584
当期末残高	179,853	36,964,162	33,584	33,584	8,183	37,005,929

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,070,000	1,240,522	29,290,522
当期変動額								
別途積立金の積立			-			400,000	400,000	-
剰余金の配当			-				252,945	252,945
当期純損失（ ）			-				1,396,702	1,396,702
自己株式の取得			-					-
自己株式の処分			-				9,631	9,631
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-					-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	400,000	2,059,279	1,659,279
当期末残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,470,000	818,757	27,631,242

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	179,853	36,964,162	33,584	33,584	8,183	37,005,929
当期変動額						
別途積立金の積立		-		-		-
剰余金の配当		252,945		-		252,945
当期純損失（ ）		1,396,702		-		1,396,702
自己株式の取得		-		-		-
自己株式の処分	18,199	8,568		-		8,568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	45,016	45,016	1,176	46,192
当期変動額合計	18,199	1,641,079	45,016	45,016	1,176	1,687,272
当期末残高	161,653	35,323,082	11,432	11,432	7,007	35,318,657

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式...移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの...期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)...定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15~20年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)...定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用...定額法

## 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生した事業年度に一括して費用処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

(1) 固定資産の減損損失について

当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 1,929,922千円

固定資産残高(減損損失計上後) 13,990,360千円

その他の情報

連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性について

当事業年度の財務諸表に計上した金額

3,523,381千円

その他の情報

連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

## (会計上の見積りの変更)

## 資産除去債務

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額344,031千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は141,027千円であります。

## (貸借対照表関係)

## 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	492,433千円	558,890千円

## 2. 偶発債務

## (1) 債務保証

次の関係会社に係る仕入先に対する債務について債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社モリワン(仕入債務)	413千円	株式会社モリワン(仕入債務) 1,913千円
株式会社マンチェス(仕入債務)	15,696	株式会社マンチェス(仕入債務) 5,922
計	16,109	計 7,835

## (2) 重畳的債務引受による連帯責任

2017年1月4日付の会社分割により、はるやま商事株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
はるやま商事株式会社(重畳的債務引受)	123,180千円	はるやま商事株式会社(重畳的債務引受) 102,660千円
計	123,180	計 102,660

## 3. 財務制限条項等

当社は、運転資金の効率的な調達等を目的に、取引銀行4行と貸出コミットメントに関する契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	5,000,000	5,000,000

なお、当社の当該事業年度の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

## (損益計算書関係)

1. 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
役員報酬	66,408千円		54,216千円	
給与及び賞与	322,583		256,734	
雑給	8,050		7,532	
租税公課	283,429		285,650	
賃借料	118,258		113,804	
広告宣伝費	12,879		10,308	
減価償却費	1,100,672		1,144,387	
支払手数料	536,485		447,920	
消耗品費	8,086		60,711	
水道光熱費	5,189		4,655	
おおよその割合				
販売費	-		-	
一般管理費及び営業費用	100.0%		100.0%	

2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
営業取引による取引高				
経営管理料	3,080,200千円		1,995,730千円	
不動産賃貸収入	547,200		547,200	
営業取引以外の取引による取引高	72,604		81,602	

3. 固定資産売却益の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
建物	-		30,909千円	
計	-		30,909	

4. 固定資産除売却損の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
建物	7,173千円		3,474千円	
構築物	4,525		1,268	
工具、器具及び備品	6,546		1,163	
土地	-		6,897	
ソフトウェア	-		33,254	
解体撤去費用	3,190		2,292	
計	21,435		48,352	

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,759,989千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式1,855,921千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。



## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 3月31日 )	当事業年度 ( 2021年 3月31日 )
繰延税金資産		
減価償却超過額	1,970,549千円	2,184,867千円
土地減損損失	984,766	964,931
資産除去債務	375,150	578,698
長期未払金	329,753	315,350
税務上の繰越欠損金額	116,131	294,400
関係会社株式	219,636	247,211
貸倒引当金	86,423	86,423
有価証券評価損	61,696	61,696
投資有価証券	13,485	16,869
退職給付引当金	20,989	16,624
店舗閉鎖損失引当金	13,839	9,961
未払事業税	5,742	3,388
関係会社株式評価損	3,046	3,046
未払事業所税	1,623	1,623
一括償却資産	403	312
未払賞与	2,777	-
未払社会保険料	419	-
その他	58,679	58,317
繰延税金資産小計	4,265,115	4,843,724
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,270,719	1,278,113
評価性引当額小計	1,270,719	1,278,113
繰延税金資産合計	2,994,396	3,565,611
繰延税金負債		
資産除去債務対応資産	58,330	30,207
投資有価証券	14,528	11,741
その他	447	281
繰延税金負債合計	73,306	42,229
繰延税金資産の純額	2,921,089	3,523,381

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 3月31日 )	当事業年度 ( 2021年 3月31日 )
法定実効税率	30.5%	30.5%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	0.3	0.2
受取配当金益金不算入	11.5	0.0
評価性引当額	0.0	0.5
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.4	29.8

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	27,559,504	813,206	1,831,727 (1,560,124)	657,208	26,540,982	23,794,489
	構築物	3,305,014	20,882	118,162 (90,291)	73,386	3,207,734	2,901,085
	車両運搬具	3,042	-	-	-	3,042	3,042
	工具、器具及び備品	4,322,700	39,987	358,135 (244,024)	260,798	4,004,553	3,626,478
	土地	10,645,898	-	95,241 (32,893)	-	10,550,657	-
	リース資産	317,942	-	212,343	20,313	105,599	100,886
	建設仮勘定	5,720	6,518	8,466	-	3,772	-
	計	46,159,823	880,594	2,624,076 (1,927,334)	1,011,707	44,416,342	30,425,981
無形固定資産	商標権	101,223	1,102	-	9,975	102,326	39,319
	ソフトウェア	367,501	663,293	182,000	121,560	848,795	179,821
	ソフトウェア仮勘定	329,594	543,847	730,153	-	143,289	-
	施設利用権	8,462	-	-	176	8,462	8,112
	計	806,782	1,208,244	912,153	131,712	1,102,873	227,253

(注) 1. 建物の当期減少額の主なものは次のとおりであります。

賃貸物件の収益性の低下による減損損失

1,560,124千円

2. 建設仮勘定の当期増加額および当期減少額は、主に賃貸物件取得に関するものであります。

3. ソフトウェアの当期増加額の主なものは次のとおりであります

自社利用ソフトウェアの完成

663,293千円

4. ソフトウェア仮勘定の当期増加額および当期減少額は、主に自社利用ソフトウェアの開発に関するものであります。

5. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

6. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	283,714	-	-	283,714
貸倒引当金(固定)	13	-	-	13
店舗閉鎖損失引当金	45,436	-	12,731	32,704

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL <a href="http://www.haruyama.co.jp/">http://www.haruyama.co.jp/</a> )
株主に対する特典	毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された100株以上所有の株主に、下記の基準により、当社の各店舗で使用できる株主優待券を贈呈する。 100株以上 500株未満 15%割引券 2枚 500株以上 1,000株未満 15%割引券 4枚 1,000株以上 3,000株未満 15%割引券 6枚 3,000株以上 15%割引券 10枚 すべての対象株主 ネクタイ又はワイシャツ・ブラウス贈呈券 1枚

## (注) 1. 単元未満株式の買増し

取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

代理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

買増手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額

受付停止期間 当社基準日の10営業日前から基準日に至るまで

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

3. 当社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりです。

株主名簿管理人  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所  
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第46期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日中国財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2020年6月26日中国財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第47期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日中国財務局長に提出。  
（第47期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日中国財務局長に提出。  
（第47期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日中国財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2020年6月29日中国財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中PwC 京 都 監 査 法 人京 都 事 務 所指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 眞 吾 印  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 本 哲 宏 印  
業 務 執 行 社 員

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はるやまホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

衣料品販売事業セグメントの営業店舗に係る有形固定資産の減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、衣料品等の販売を日本国内において個人消費者向けに展開しており、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っている。2021年3月31日現在、1.【連結財務諸表等】 【連結貸借対照表】に記載のとおり、有形固定資産が14,834,929千円（総資産の25.6%）計上されている。</p> <p>これらの資産グループについて、減損の兆候が識別された場合、減損損失を認識するかどうかを判定する必要がある。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）（1）固定資産の減損損失についてに記載の通り、減損の認識の判定にあたって使用する翌期以降の営業店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローについては、過去の実績額を勘案した期待値法により算定している。当該予測には、経営環境などの企業の外部要因に関する情報を考慮して見積られた店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローの重要な仮定が含まれる。</p> <p>営業店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローの重要な仮定は、見積りの不確実性が高く、経営者の判断を伴うため、当監査法人は営業店舗における有形固定資産の減損の認識判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローの重要な仮定の設定を含む、固定資産の減損の兆候、減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・会社が作成した減損検討資料を入手し、使用されている営業店舗ごとの損益、有形固定資産の帳簿価額等の基礎データについて、関連資料と突合した。</li> <li>・過年度における会社による見積りの精度を評価するため、過去の実績額を勘案した期待値法により算出された見積り将来キャッシュ・フローと実績を比較分析した。</li> <li>・特定の条件により抽出した減損の兆候が識別された営業店舗において、減損損失の認識の判定に用いられた将来キャッシュ・フローの妥当性を検討するため、過年度実績及び翌期以降の計画との整合性を検証した。</li> <li>・営業店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローの見積りに関して、経営者による将来の不確実性の評価について検討した。</li> </ul>

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、2021年3月31日現在、連結貸借対照表に繰延税金資産4,440,907千円（総資産の7.6%）を計上している。</p> <p>【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金資産と繰延税金負債の相殺前の金額は4,532,492千円であり、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の残高6,770,890千円から評価性引当額2,238,397千円が控除されている。</p> <p>会社グループは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日改正）に従って検討している。</p> <p>会社グループは、【注記事項】（重要な会計上の見積り）（2）繰延税金資産の回収可能性についてに記載の通り、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上している。</p> <p>過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や納税状況、経営環境などの企業の外部要因に関する情報を考慮した中期事業計画を総合的に勘案した将来減算一時差異のスケジュールリングに基づき一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っており、当該見積りに係る判断は繰延税金資産の回収可能性の判断に関する重要な仮定に該当する。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、会社が決定した企業の分類及び収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに関する判断は重要な仮定であり、見積りの不確実性が高く、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の重要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日改正）の「将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い」に基づいた繰延税金資産の回収可能性を判断するための企業の分類に関する会社検討過程を入手して検討した。</li> <li>・当連結会計年度の一時差異等の残高について、関連する証憑を閲覧して検討した。</li> <li>・将来の課税所得の見積りに使用された売上・利益予測について、経営者によって承認された中期事業計画との整合性を検証した。</li> <li>・過年度の業績予測と実績を比較し、未達についてその理由を検討し、当連結会計年度の課税所得の見積額の計算に反映されているかを検討した。</li> <li>・会社が実施した将来減算一時差異のスケジュールリングの合理性を検討した。</li> <li>・中期事業計画に不確実性を加味した場合の一時差異等加減算前課税所得の会社見積額が、繰延税金資産の回収可能性の判断に与える影響を検討した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の収束時期の見積りについて、経営者と協議し、会社の内部情報及び同感染症に関する外部公開情報との関連を検討した。</li> </ul>



### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社はるやまホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社はるやまホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中PwC 京都監査法人京都事務所指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 眞 吾 印  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 本 哲 宏 印  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はるやまホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

事業子会社が営む衣料品販売事業セグメントの営業店舗用不動産の減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、日本国内において個人消費者向けに衣料品等の販売用に使用されている営業店舗用不動産を所有しており、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っている。2021年3月31日現在、1.【財務諸表等】 【貸借対照表】に記載のとおり、有形固定資産が13,990,360千円（総資産の28.3%）計上されている。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）（1）固定資産の減損損失についてに記載の通り、見積方法に含まれる主要な仮定について連結財務諸表注記を参照している。</p> <p>当該事項について、当監査法人が監査上の主要な検討事項と決定した理由は、連結財務諸表の監査報告書「衣料品販売事業セグメントにおける有形固定資産の減損の認識判定」と、同一内容であるため、記載を省略している。</p>	<p>当該事項について、当監査法人の監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書「衣料品販売事業セグメントにおける有形固定資産の減損の認識判定」と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表に繰延税金資産3,523,381千円（総資産の7.1%）を計上している。</p> <p>【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金資産と繰延税金負債の相殺前の金額は3,565,611千円であり、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の残高4,843,724千円から評価性引当額1,278,113千円が控除されている。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）（2）繰延税金資産の回収可能性についてに記載の通り、見積方法に含まれる主要な仮定について連結財務諸表注記を参照している。</p> <p>当該事項について、当監査法人が監査上の主要な検討事項と決定した理由は、連結財務諸表の監査報告書「繰延税金資産の回収可能性」と同一内容であるため、記載を省略している。</p>	<p>当該事項について、当監査法人の監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書「繰延税金資産の回収可能性」と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。